

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

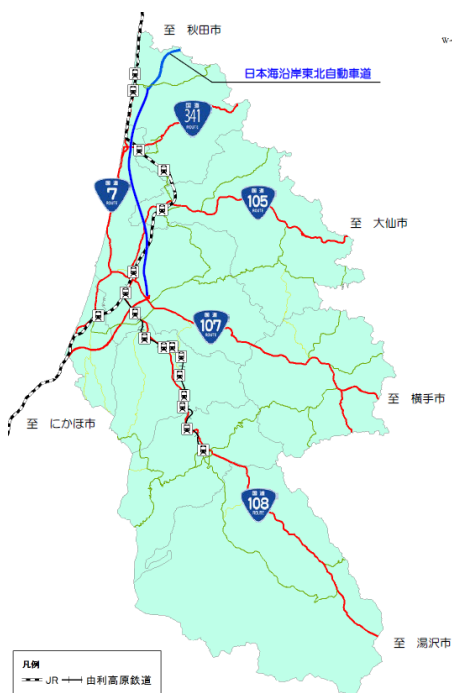
①地域の概要・立地

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、南には標高 2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し中央を一級河川 子吉川が貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の三地帯から構成されている。面積は、1,209.5 平方キロメートルで秋田県の面積の 10.4%を占め県内一の面積を誇る。

北は秋田市に、南はにかほ市に、東は大仙市、横手市、羽後町、湯沢市等にそれぞれ接しており、県都秋田市には 20km～60km の圏内となっている。また、JR 羽越本線と国道 7 号が海岸沿いを南北に並走し、国道 105 号は大仙市、107 号は横手市、108 号は湯沢市に繋がっている。

気象では、海岸部と山間部で気象条件が異なることから、冬季には積雪量に大きな差がみられるほか、夏季には高温多湿が特徴である。

【位置図】



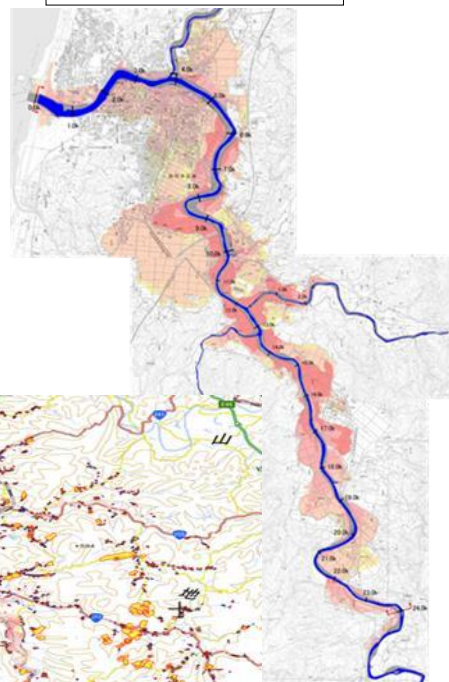
②想定される地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所の洪水浸水想定区域図によると、一級河川「子吉川」が流れる本荘地域と由利地域では、5mを超える浸水、その支流である「石沢川」河川付近でも5mを超える浸水地域があることから、本荘地域は特に被害が広範囲に及ぶ可能性が高い。また、大内地域を流れる「芋川」においても広範囲で3mの浸水地域、一部では5mを超える浸水があると予想されている

土砂災害については、由利本荘市のハザードマップによると、大内地域「芋川」「赤田川」の近隣を通る県道69号、本荘地域と東由利地域を結ぶ国道107号、矢島鳥海地域を結ぶ国道108号のほか、由利地域鮎川地区が土砂災害警戒区域となっているなど、全地域を通じて山間部に地すべりや土石流の危険箇所が見られる。特に、国道7号と鉄道が並行している岩城地域道川駅周辺については、商工業者も点在しており日常生活・営業活動に支障をきたすような大きな影響を与える可能性が高い。

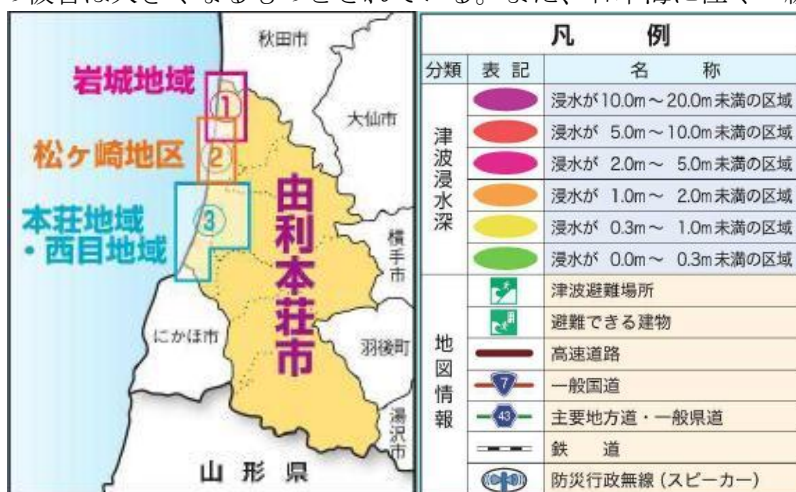
洪水浸水想定区域図

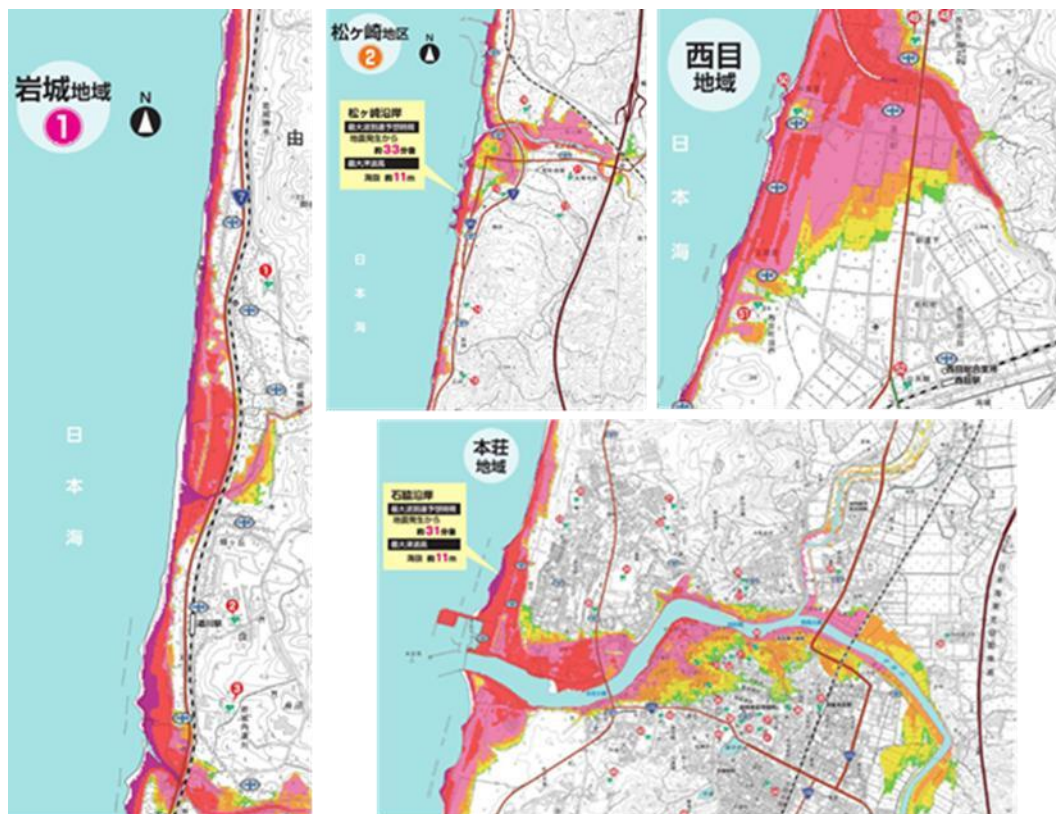


土砂災害警戒区域

(津波：ハザードマップ)

由利本荘市のハザードマップによると、最大クラスの津波が発生した場合、岩城地域、本荘地域（松ヶ崎地区含む）・西目地域の海岸沿いにおいて5mを超える浸水が予想されており、海に近くなるほど10mを超え、その被害は大きくなるものとされている。また、日本海に注ぐ一級河川「子吉川」が横断している本荘地域では、内陸部においても広範囲で2mを超える浸水が予想されている

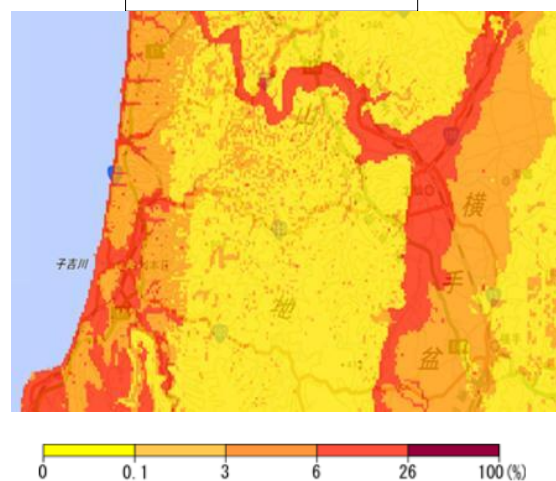




(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの予測地図によると、今後30年間に震度6強以上の地震が発生する確率は、北由利断層をエリアとする西目地域の4.9%を筆頭に海岸沿い（本荘地域、岩城地域）で3%前後の数値となっている。一方、庄内平野東縁断層帯北部を活動層とした矢島地域、鳥海地域、由利地域と、横手盆地東縁断層帯南部を活動層とした東由利地域からなる山沿いでは、発生確率が1%以下であり、表層地盤の揺れにくい地域となっている。

J-SHIS 地震予測図



	本荘	大内	西目	岩城	矢島	鳥海	由利	東由利
震度6強以上	3.1%	2.4%	4.9%	2.9%	0.2%	0.1%	0.7%	0.1%
震度6弱以上	8.7%	7.1%	14.1%	8.0%	1.9%	1.3%	3.9%	1.4%
震度5強以上	25.4%	21.9%	39.9%	23.4%	9.5%	8.6%	13.2%	8.4%

(感染症)

新型コロナウイルスは感染力が強く、感染拡大や長期化により地域の経済活動に多大な影響を及ぼしている。また、新型コロナウイルスは治療に効果的な薬品やワクチンが開発途中であることから、「人と人との間隔確保」「三密の回避」「マスク着用や手洗いの徹底」など一人ひとりの行動が感染拡大防止を図るうえで重要となっている。

(2) 商工業者の状況

①業種別商工業者数

	商工業者数	小規模事業者数	企業・事業所の立地状況等
製造業	250	206	本荘地区を中心に立地している。
建設業	610	588	市内各地に点在している。
卸・小売業	664	578	本荘地区の津波・洪水被害エリアに数多く点在している。
サービス業	1,174	1,092	本荘地区の津波・洪水被害エリアに数多く点在している。
その他	72	60	本荘地区を中心に立地している。
合計	2,770	2,524	

②地区別商工業者数

	本荘	大内	岩城	西目	矢島	鳥海	由利	東由利	合計
商工業者	1,559	207	123	159	236	199	188	99	2,770
小規模事業者	1,374	197	115	146	222	196	182	92	2,524

③マグニチュード8を超える場合に想定される被害（企業・事業者数）

	本荘	大内	岩城	西目	矢島	鳥海	由利	東由利	合計
津波被害5m以上	75	0	56	37	0	0	0	0	168
津波被害1～5m	252	0	19	22	0	0	0	0	293
合計	327	0	75	59	0	0	0	0	461

④大雨により想定される被害（企業・事業者数）

	本荘	大内	岩城	西目	矢島	鳥海	由利	東由利	合計
洪水：浸水3m以上	119	0	0	0	0	0	0	0	119
洪水：浸水3m未満	611	13	0	0	0	0	44	0	668
土砂災害警戒区域	18	13	16	0	14	28	49	11	149
合計	748	26	16	0	14	28	93	11	936

(3) これまでの取組

①当市の取組

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関して最も基本となる「由利本荘市地域防災計画」を平成18年3月に作成し、概ね5年に1度程度の見直しを進めてきたが、近年、これまで経験したことのない異常気象が発生しており、国の防災基本計画も毎年のように見直されていることから、令和5年度以降は毎年見直しを行っている。

第6次修正（令和6年4月）では、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害における教訓や諸規程の改正等により令和4年6月に修正された国の防災基本計画等を踏まえ、必要となる修正を行った。直近の第7次修正（令和7年4月）では、その後における国の施策の進展などにより、令和5年6月に修正された国の防災基本計画や、令和6年4月に修正された秋田県地域防災計画等を踏まえ、必要となる修正を行っている。

また、まちづくりの基本理念と10年後のまちの将来像を定め、その実現に向けて戦略・政策を定めた当市の最上位計画に位置付けられている「由利本荘市総合計画（新創造ビジョン）」（平成27～令和7年）では、「防災・減災のまちづくり」を基本政策の一つに掲げ、総合防災公園の整備をはじめ、消防庁舎建設や防災無線のデジタル化に取り組んだ。

1) 防災に関する情報提供（ホームページ）

- ・津波ハザードマップ
- ・鳥海山火山防災マップ
- ・災害マップ（わが家の災害マニュアル）
- ・ため池ハザードマップ
- ・由利本荘市地域防災計画
- ・指定緊急避難場所及び指定場所
- ・アプリによる消防防災メール配信
- ・防災関係機関リンク

2) 防災情報発信

- ・同報系防災行政無線（テレホンサービス）
- ・消防防災メール
- ・ホームページ、SNS
- ・ヤフーの防災速報アプリ
- ・エリアメール
- ・NHKのデータ放送
- ・避難情報電話・FAXサービス

3) 防災訓練の実施

防災週間に合わせて各地域持ち回りで「由利本荘市総合防災訓練」を実施しており、令和6度からは総合防災訓練と同日に市内全ての町内会に参加を呼び掛け「全市いっせい防災訓練」も実施している。

4) 防災備品の備蓄

市と県との共同備蓄品

- ・食料品：主食、お粥、飲料水、粉ミルク、哺乳瓶
- ・発電、照明機材：自家用発電機、光器、コードリール、燃料タンク
- ・防寒用品：毛布、石油ストーブ
- ・衛生用品：簡易トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品
- ・その他：タオル、給水タンク、医療セット

共同備蓄品以外

ラジオ、懐中電灯、敷マット、段ボールベッド、間仕切りテント など

②当会の取組

当会では、平成25年4月に「災害等危機管理マニュアル」を策定し、毎年修正を加えながら、有事に備えている。強風や大雨の際には、被害状況を把握したうえで、行政や関係機関、秋田県商工会連合会等と連携した復旧や支援策の実施に取り組んでいる。また、事業者に対しては、有事における対策を強化し、被害を最小限かつ速やかな復旧を成し遂げるための「BCP（事業継続計画）」及び国が認定する「事業継続力強化計画」策定促進やBCP策定に関するセミナーのほか、補助金申請支援に取り組んでいる。

1) 事業者BCPに関する国県等の施策の周知

国等が発行するBCPに関する小冊子やリーフレットを用いて、会員事業者を中心にBCPの必要性や施策活用の情報発信を行っている。

【主な活用ツール】

- ・災害対応事例からみるポイント（中小企業庁）
- ・中小企業BCPの策定促進に向けて（中小企業庁）
- ・中小企業BCP策定運営指針（中小企業庁）
- ・事業継続力強化計画パンフレット（中小企業庁）
- ・事業継続力強化計画×保険パンフレット（中小企業庁）
- ・簡易BCPシート（秋田県商工会連合会）
- ・チャレンジ助成金（由利本荘市商工会独自助成金）

2) 事業者BCP策定セミナーの開催

事業者、職員向けBCP策定セミナーを実施しているほか、経営計画策定セミナーのカリキュラムにBCPの内容を盛り込むなどの取組を行っている。

3) 損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

大雨や火災、地震といったリスクに備えるため、秋田県商工会連合会や秋田県火災共済協同組合等と連携して、休業や賠償責任、火災や自動車といった各種共済の普及・加入促進活動を行っている

4) 防災備品

テント（2基）、ブルーシート、反射式ストーブ、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池、軍手、安全帽（ヘルメット）、工具類、木炭、除菌スプレー、ゴミ袋

5) 市が実施する防災訓練への参加及び協力

当会では、これまで防災訓練は実施していないが、事務局が1拠点になり職員数も増加したことを受け、市からの協力を得て独自での防災訓練の実施を計画しているほか、市で実施している防災訓練への参加を検討している。

II 課題

「由利本荘市地域防災計画」や「由利本荘市総合計画（新創造ビジョン）」では、「防災・減災のまちづくり」を基本政策の一つに掲げ、ハード面の強化や防災マニュアル・ハザードマップの提供といった市民を守る環境が整ってきていることから、企業の防災意識をいかに高め、BCPの策定に結び付けていくことが必要となる。事業者の策定状況については、策定が進んでいる企業はあるものの小規模事業者については、災害に対する意識が未だ高まっていない状況にある。今後、事業者の危機意識の醸成と、職員の支援スキル向上が必要となってくる。

当市における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

1) B C P策定が進んでいない

管内事業者のうち、B C Pを策定している事業所は、一定の規模を有する企業（特に製造業、建設業）では策定されており、有事の際のサプライチェーンが確立されているなど対応が進んでいる。しかし、多くの小規模事業者については、災害に対する意識が低く策定が進んでいない状況である。

2) B C P策定にかかる支援スキルの向上

職員の事業所B C P策定に関する支援スキルの向上を図るためにも、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

3) 小規模事業者向け支援ツールの提供

国をはじめ関係機関等からB C P策定ガイドライン等は提供されているが、小規模事業者にとって計画策定はハードルが高いことから、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのB C P策定ツールが必要である。

4) 感染症対策について周知を図る

感染症対策において、地域内小規模事業者に対して手洗いの徹底やマスク、消毒液等の衛生品の備蓄などを周知していく必要がある。

この課題を解決していくためには、市と商工会の役割分担を明確にしながら、これまで以上に連携を強化していく必要がある。

III 目標

地域内の小規模事業者等に対して、自然災害等への防災意識の向上による事前準備や早期復旧を実現するため、市と商工会が連携強化を図りながら、「由利本荘市地域防災計画 第26節 企業防災促進計画」に掲げる事業継続計画（B C P）策定の推進・支援を行い、事業活動への影響を最小限にとどめることのできる企業を一社でも多く創出することを目標とする。

(1) 小規模事業者等へのB C P策定支援の強化

自然災害や感染症等リスクに対しての理解を深めるとともに、災害発生後、速やかに事業活動が行えるよう、専門家や損保会社との連携や経営相談等を通して事業継続力強化計画の策定を強力に支援する。

(2) 災害発生時に被害状況等を的確に把握し、情報共有できる体制づくりの強化

発災時における連絡や復興支援が円滑に行えるよう、組織内における体制づくりの見直しや

市と商工会が被害状況等を情報共有できる連携体制の強化を図る。

(3) 危機意識及び防災に対する意識の醸成

事業者に対する意識醸成を図るためにセミナー等を実施する他、損保会社が提供する支援ツールや県連合会の簡易B C Pシートなどを活用しながら、危機意識や防災意識を高める。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年11月1日～令和12年10月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１ 事前の対策＞

①会報やホームページ、SNS等による啓発活動

商工会報に国県等の施策やリスク対策の必要性、各種保険・共済の概要などを掲載するとともに、当会ホームページやSNSへの投稿などタイムリーな情報を発信していくことで小

規模事業者の意識向上を図っていく。また、必要に応じて、市広報やホームページでも情報発信を行いながら、災害リスク対策の重要性を訴求していく。

②定期巡回等での情報提供やヒアリングの実施と各種共済等の推進
年間2回以上、全員事業者を巡回するため、その

年間2回以上、会員事業者を巡回するため、その際に、国県等の施策チラシによる情報提供のほか、秋田県商工会連合会が提供している、「簡易BCPシート」を活用して小規模事業者の「備える意識」を啓発するとともに、リスクチェックから対策までをヒアリングして計画策定に結び付けていくほか、リスク管理のための共済制度の紹介や推進を行う。

併せて、市が提供している各種ハザードマップを活用しながら、事業所立地場所における災害リスクの把握に努め、対応策等について検討を行う。

③BCP（事業継続力強化計画）策定支援

小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーを実施するほか、「簡易BCPシート」により実態を確認できた事業所に対して、事業継続力強化計画の作成支援を進めていく。また、幅広い業種での計画策定を目指すために、これまで当会で計画書策定支援した、業種別のモデル計画書を作成し活用し、職員の支援スキル向上を図る。

当会では、平成26年度に「災害等危機管理マニュアル」を作成し、毎年更新を行っている。また、令和2年12月に作成した「高千穂企業存続検討書」は、令和5年5月より事務局体制で1期と

た、令和2年12月に作成した「商工会業務継続計画書」は、令和7年5月より事務局体制を1拠点化したことで計画書の更新を行い、今後も状況変化に対応して更新を行っていく。

3) 関係機関等との連携
連携協定を結ぶ損保会社が提供しているハザード情報や経営計画策定支援ツールを活用

また、主役金融機関とは、並立啓発に係る情報発信やセミナー開催など必要に応じてタイ

また、市や金融機関とは、普及啓発に係る情報発信やセミナー開催など必要に応じタイムリーな協力を行っていく。

4) フォローアップ

小規模事業者のBCP策定の有無や取組状況、計画更新といった情報をデータベース化し、巡回訪問時のフォローアップツールとして活用する。

また、当市及び当会において定期的に担当者間での情報交換する場を設け、情報共有を図りながら、改善点等について協議検討を行う。

5) 訓練の実施

当市が実施する防災訓練に積極的に参画をして、その機会を通じて指示命令系統・連絡体制の確認を行う。

〈2 発生後の対策〉

自然災害等の発生時には、人命救助を最優先としながら、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡・情報共有などの対策を講じていくこととする。

1) 役員・職員の安否及び出勤可否等の確認

当市、当会それぞれにおいて安否確認を行う。加えて、下記の内容も可能な限り情報収集することとする。

①本人・家族の被災状況

②近隣の家屋や道路に関する被害状況（把握できる範囲）

③出勤の可否

【安否確認の対象と目標時間】

①由利本荘市商工振興課

職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話等）にて確認

②由利本荘市商工会

職員：発生後1時間以内にグループLINEにて確認

三役：3時間以内に携帯電話にて確認

役員：1日以内に携帯電話にて確認

会員：3日以内に役員を通じ地区ごとの被災状況、会員安否を確認

※「商工会災害システム」を活用しながら随時被害状況をデータベース化

【商工会災害システムの入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	▼被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	▼被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	▼経営者（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ▼家族（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ▼従業員（軽傷、重傷、行方不明、死亡）
物的被害状況	▼店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ▼社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ▼商品（被害あり、被害なし） ▼機械（被害あり、被害なし） ▼器具備品（被害あり、被害なし） ▼車両（被害あり、被害なし）
被害額（円）	
写真	▼被害を受けた状況
備考	▼企業の業種、必要な物資、要望事項等

2) 職員の参集（出勤）範囲

自然災害等における当市、当会の参集（出勤）範囲は、下記のとおりとする。

危機のランク	危機の内容
A	《事務局機能が不能になると想定される》 ■震度5強以上の地震が発生、または発生する恐れがある時 ■地震による津波が発生、または発生する恐れがある時 ■大規模火災が発生した時 ■台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ■大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時 ■■ウイルス性感染症が発生（緊急事態宣言）、または発生する恐れがある時
B	《事務局機能の大幅低下が想定される》 ■震度5弱の地震が発生した時 ■洪水・津波・噴火・火災が発生、または発生する恐れがある時 ■その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがある時 ■気象庁から各種警報が発令された時 ■県内他地域において、ウイルス性感染症が発生、または発生する恐れがある時
C	《事務局機能の軽微な低下が想定される》 ■震度4の地震が発生した時 ■地震に伴う津波等が発生する恐れがある時 ■気象庁から注意報が発令された時 ■商工会の近隣において停電、火災が発生した時 ■県外において、ウイルス性感染症が発生、または発生する恐れがある時

①由利本荘市

危機ランクに応じて以下のとおり参集される。

危機ランク A 対策本部／設置権者（本部長）：市長／参集範囲：第3動員※全職員

危機ランク B 対策部／設置権者（部長）副市長／参集範囲：第2動員

※産業振興部においては部長、全課長、第3動員に該当する課の班長

危機ランク C 対策室／設置権者（室長）：危機管理監／参集範囲：第1動員

※産業振興部においては農業振興課長、農山漁村振興課長、エネルギー政策課長

②由利本荘市商工会

危機ランク A以上において事務局長、副事務局長、チーム長が出勤し、状況に応じて職員に出勤の命令を下す。

3) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当市（市商工振興課長）と当会（事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。

【被害規模の目安と応急対策の内容】

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	▼地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ▼地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ▼被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握 3) 支援施策の立案、実行

被害がある	▼地区内の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ▼地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	▼目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有の間隔
被災後～1 週間以内	1 日に 3 回（9 時、12 時、16 時）共有する
2 週間以内	1 日に 2 回（11 時、16 時）共有する
1 ヶ月以内	1 日に 1 回（16 時）共有する
1 ヶ月超	新たな被害情報を把握した際に共有する

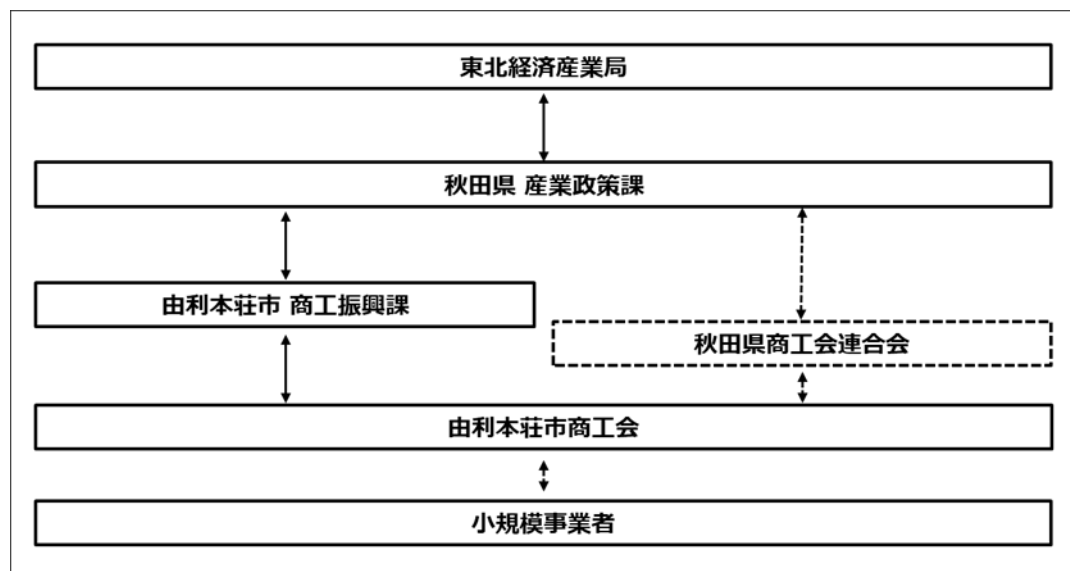
＜3 災害時における指示命令系統・連絡体制＞

自然災害時等に地区内事業者の被害状況を報告する仕組みや指揮命令体制を構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動内容を決定するとともに、被害の確認方法及び被害額の算定方法、県等への報告方法等について、予め確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。

【指揮命令・連絡体制図】



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動内容

二次被害を防止するための被災地における活動については、市商工振興課長が市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針及び内容を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法

被害の確認方法については、商工会災害システムを活用し被害状況を確認しながら、別途共通の集計・報告シートを定め、当市と当会の情報共有を迅速かつ的確に行っていく。

4) 被害額の算定

被害額の算定にあたっては、迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、連携協定を結ぶ損保会社や県火災共済による査定金額を参考するなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用するものとする。

5) 県等への報告方法

当市、当会で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また、当会は県連合会へ報告するものとする。

＜4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

1) 特別相談窓口の開設

当会は、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において特別相談窓口を開設する。また、国や県、全国商工会連合会（県連合会）からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

自然災害発生後の時間経過とともに、必要に応じた被害状況確認を実施する。

①発生直後

安否確認（行方不明、負傷者を含めた確認）

確認方法：各地区役員への電話及びメール、各総合支所からの情報収集

②発生から1週間程度

直接被害の現地確認及び間接被害（再開可否、サプライチェーン等）の大まかな確認

確認方法：巡回訪問による聞き取り

③発生から2週間程度

経営課題（資金繰り、保険手続き）及び間接被害（売上減、風評被害等）の把握調査

確認方法：巡回訪問による聞き取り

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、巡回訪問を通じて説明を行っていくとともに、必要に応じて会報やホームページ、SNS等を活用して周知を図る。

＜5 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

1) 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

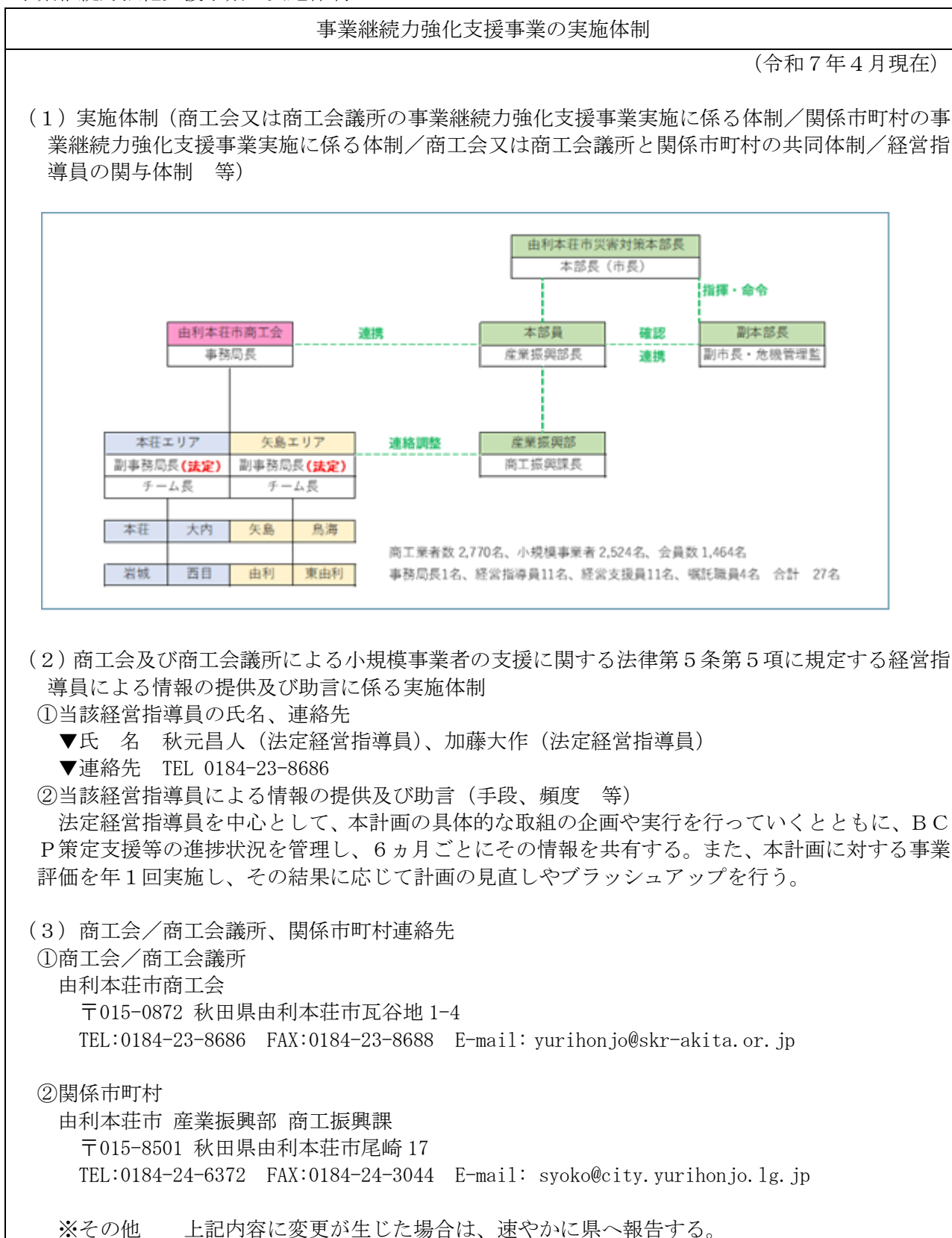
2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
必要な資金の額	800	900	1,300	1,300	1,300
1 B C P 策定 セミナー開催 費 (講師謝金, 旅 費, 会場借料, 広告費)	300	300	600	600	600
2 専門家派遣 事業 (専門家謝金, 旅費)	300	400	500	500	500
3 広報費 (チラシ作成 費, 送料)	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金(国、県、市)、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等